

鎌ヶ谷市立第四中学校PTA会則（改正案）

第1章 総 則

第 1 条 本会は、「鎌ヶ谷市立第四中学校PTA」と称する。

第 2 条 本会、事務所を鎌ヶ谷市立第四中学校に置く。

第2章 目的及び活動

第 3 条 本会は、保護者と教職員が協力して生徒の教育向上と幸福な成長をはかることを目的とする。本会は、本校生徒の父母またはこれに代わる人と本校教職員（以下会員という）で構成する。会員は、本会に対し平等の権利と義務を有し、会費を納めるものとする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の諸活動を行う。

1. 学校と家庭の連絡を緊密にし、生徒の生活を指導する。
2. 会員は生徒の幸福な成長の手本となるよう努める。
3. 生徒・教職員の生活環境をよくする。
4. 鎌ヶ谷市社会教育の振興に寄与する。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な諸活動を行う。

第3章 方 針

第 5 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教、または営利を目的とする事業に関与しない。
2. 本会は、学校の人事その他の管理に干渉しない。
3. 児童、青少年の教育並びに福利のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第4章 役員及び会計監査

第 6 条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

会長	1名	副会長	若干名	会計	3名（うち1名は教職員）
書記	3名（うち1名は教職員）	会計監査	2名		

第 7 条 会長、副会長、会計、書記、会計監査は、総会で承認する。
ただし、選出方法については細則で定める。
役員任期は1年以上とし再任を妨げない。
欠員補充の役員任期は残任期間とする。

第 8 条 役員及び会計監査の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は総会で承認された予算に基づきいっさいの会計事務、その他本会の財産を管理する。
4. 書記は各会議の記録、関係文書の作成、配布、保管にあたる。
5. 会計監査は本会の経理を監査し、その結果を総会にて報告する。

第5章 学 校 長

第 9 条 校長は学校運営並びに教育上のことに関し、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 機 関

第10条 本会は、次の機関を置く。
総会、運営委員会、役員会、その他必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第11条 総会は、本会の最高議決機関で、毎年4月に開く。(書面開催可)
ただし、運営委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは臨時に開くことができる。
総会は、会員の3分の1以上の同意書をもって成立し、決議は過半数の同意を必要とする。

第12条 総会は、次のことを審議決定する。
1. 会務の報告
2. 会長、副会長、会計、書記、会計監査の承認
3. 決算の承認
4. 事業計画、予算の議決
5. 会則・細則等の改正
6. その他必要な事項

第13条 役員会は、会長、副会長、会計、書記をもって構成し、会長が招集する。
役員会は、総会、運営委員会等の議案の提示、その他本会活動に必要な事項について協議する。

第14条 特別委員会は、周年行事など必要なときに置き、運営委員会の議を経て構成し、正副委員長を互選する。

第7章 鎌ヶ谷市委託委員

第15条 青少年補導員に2名を選出し、任期1年、毎年2名ずつ選出する。

第16条 青少年育成第四中学校区推進委員は、会計監査が担う。

第8章 経 理

第17条 本会の経費は、会費及びその他の収入によってこれにあてる。
会費は、年間6000円(PTA会費・生徒活動費)とする。

第18条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 付 則

- 第20条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しないかぎり運営委員会の議を経て定めることができる。
- 第21条 この会則は、昭和54年 7月16日より施行する。
一部改正 昭和62年 4月18日
一部改正 平成 9年 4月19日
一部改正 平成16年 4月21日
一部改正 平成17年 4月22日
一部改正 平成20年 4月18日
一部改正 平成21年 4月20日
一部改正 平成22年 4月21日
一部改正 平成23年 4月20日
一部改正 平成30年12月 7日
一部改正 令和 4年 4月12日
一部改正 令和 5年 2月 1日
一部改正 令和 8年 4月20日

鎌ヶ谷市立第四中学校PTA役員及び 会計監査選出に関する細則

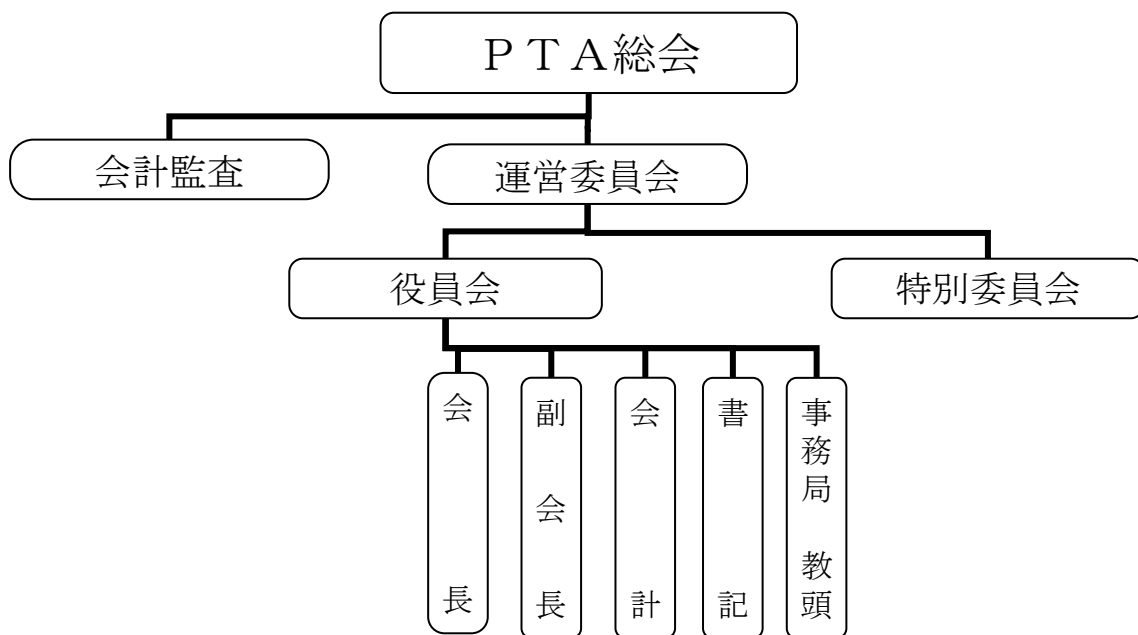
- 第1条 この細則は、鎌ヶ谷市立第四中学校PTA会則第7条に基づき、運営委員会の議を経て定めるものである。
- 第2条 年度途中における役員及び会計監査の補欠は、運営委員会の議を経て決定する。
- 第3条 この細則は、昭和54年9月 1日より実施する。
一部改正 昭和55年6月26日
一部改正 昭和62年4月18日
一部改正 平成20年4月18日
一部改正 令和 8年4月20日

鎌ヶ谷市立第四中学校PTA慶弔規定

- 第1条 この規定は、鎌ヶ谷市立第四中学校PTA会則第21条に基づき、運営委員会の議を定めるものである。
- 第2条 この規定は、原則として会員及びその家族を対象とする。
- 第3条 鎌ヶ谷市立第四中学校に在職する教職員で、転退職があった場合は餞別を贈る。
なお、長期勤務者及び特に事情のある場合は、役員会の議を経て執行することができる。

- 第 4 条 この会の凶事（死亡）の場合は、次によって弔慰を表す。
 1. 本校生徒の場合は、香典として5,000 円を贈る。
 2. 会員の場合は、香典として5,000 円を贈る。
 3. 本校教職員の配偶者及びその子女ならびに本人の両親の場合は、香典として5,000 円を贈る。
- 第 5 条 会員の不慮の災害については、役員会の議を経て執行する。ただし、緊急を要する場合は会長が推置する。
- 第 6 条 本校教職員が結婚した場合は、祝儀として5,000 円を贈る。
- 第 7 条 本校教職員あるいは配偶者が出産した場合は、祝儀として5,000 円を贈る。
- 第 8 条 核当者からの返礼は行わないものとする。
- 第 9 条 慶弔の意を表すにあたっては、役員代表が行う。
- 第10条 この規定によりがたい場合は、役員会の議を経て執行する。
- 第11条 表彰を必要と認めたときは、役員会の議を経て表彰することができる。
- 第12条 この規定は、昭和54年 9月 1日より効力を発する。
 一部改正 昭和62年 4月18日
 一部改正 平成 9年 4月19日
 一部改正 平成30年12月 7日

鎌ヶ谷市立第四中学校 P T A 組織図について



役員会 全会員より 会長1名 副会長 若干名 会計3名 書記3名
 周年行事委員など